

# 特恵関税制度について

令和 3 年 1 0 月 8 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 特恵関税制度について

## 背景

- 特恵関税制度とは、開発途上国の経済発展を支援する観点から、先進国が開発途上国の産品に対して一般の関税率より低い関税率（特恵税率）を適用する制度。
- 昭和43（1968）年にUNCTAD（国連貿易開発会議）で一般的な特恵制度の開始に合意。
- 昭和46（1971）年にGATTにおいて、GATT 第1条（最恵国待遇）の例外として、制度の10年間の暫定的な承認を決定。昭和54（1979）年に恒久的な例外扱いとすることを決定。
- 我が国の特恵関税制度は、昭和46（1971）年の導入以降、適用期限を10年間とし、期限の到来ごとに5度延長。直近では、令和3年度改正において、10年間の延長。

## 今後の対応

- 令和2年度関税分科会における答申を踏まえ、現在、関係省庁において、特恵関税制度対象国からの輸入の実態や特恵関税制度の政策効果等の分析・検証の作業を実施中（その上で、必要に応じ、諸外国における運用等も踏まえ、制度改正を含めた対応を検討）。

### 3. 特恵関税制度の適用期限の延長

特恵関税制度とは、UNCTADでの合意に基づき、開発途上国の経済発展を支援するため、開発途上国からの輸入製品の関税率を無税あるいは低税率とする制度である。本制度は、昭和46年の制度導入以来、10年ごとに延長されてきており、令和3年3月31日に適用期限が到来する。

特恵関税制度については、開発途上国の開発支援は引き続き重要であること、開発途上国へ投資等をする企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、従来の措置と同様、適用期限を令和13年3月31日まで10年間延長することが適当である。

ただし、

- ・ 他の先進国と比較して特恵関税制度の利用率が低調である
- ・ 米国やEUと異なり経済連携協定を締結した国や地域に対しても引き続き特恵関税制度を適用しており、制度が複雑化している
- ・ WTO原産地規則委員会において、後発開発途上国向けの特恵関税制度を中心に、原産地規則が他国に比べて厳格であり、特恵利用の阻害要因となっていると指摘されている

といった課題については、まずは特恵関税制度対象国からの輸入の実態や特恵関税制度の政策効果等を分析・検証する必要がある。その上で、必要に応じ、諸外国における運用等も踏まえ、適用期限にとらわれず対応を検討し、制度改正を行うことが適当である。

# (参考) 我が国における特惠関税制度

指定要件		特惠受益国等	指定要件
一般特惠	132か国・地域 (127か国及び5地域)		① 経済が開発途上にある国であって、 ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、 ③ 当該便益を与えることが適当であるもの
LDC特惠	132か国・地域のうち 45か国		① 特惠受益国等のうち、 ② 国際連合総会の決議により、LDCとされている国で、 ③ 特惠関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

適用除外措置		対象	期間	近年の措置
全面適用除外	国	3年連続して 「高所得国」に該当した国 又は 「高中所得国」に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	無期	以下の国を特惠適用除外 <2019年度> 中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジル <2021年度> パラオ
	品目	全ての品目		
部分適用除外	国	「高所得国」に該当した国 又は 「高中所得国」に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	1年	<2018年度> 以下の品目を特惠適用除外  農水産品 中国産7品目 ブラジル産2品目  鉱工業品 中国産861品目
	品目	前々年の 輸入額が10億円超 かつ 世界の総輸入額に占める当該国の割合が25%超である品目		

(注) 全面適用除外措置や部分適用除外措置のほか、国別・品目別特惠適用除外措置がある。

## (参考) 特恵関税制度の国際比較

	日本	米国	EU	カナダ
導入年度	1971年	1976年	1971年	1974年
適用期限	10年 (FY2021～2030)	3年 (CY2018～2020) (注2)	10年 (CY2014～2023)	10年 (CY2015～2024)
一般特恵対象国数	132か国・地域 (LDC対象国 含)	117か国・地域	23か国・地域 (GSP+対象国 含)	106か国・地域
LDC対象国数	132か国・地域のうち 45か国・地域	117か国・地域のうち 44か国・地域	48か国・地域	106か国・地域のうち 49か国・地域
特恵税率	有税・無税	すべて無税	有税・無税	有税・無税
特恵適用輸入額 (注1)	4,329億円	281億ドル(注3)	823億ドル	28億ドル
全輸入額 (注1)	68兆1,905億円	2兆3,797億ドル	2兆545ドル	3,986億ドル
全面適用除外措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年連続で「高所得国」</li> <li>3年連続で「高中所得国」、かつ、世界の輸出額の1%以上のシェア</li> </ul> ※部分卒業要件あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高所得国」</li> <li>共産主義国</li> <li>労働者の権利の侵害</li> <li>F T A等の締結国</li> </ul> ※裁量要件あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年連続で「高所得国」又は「高中所得国」</li> <li>F T A等の締結国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年連続で「高所得国」又は「高中所得国」</li> <li>2年連続で世界の輸出額の1%以上のシェア</li> </ul>

(注1) 特恵適用輸入額・全輸入額につき、諸外国は2019暦年、日本は2020年度（2020年4～12月は確々報値、2021年1～3月は確報値）。

(注2) 米国の特恵関税制度は2020年末で失効しており、議会による更新待ち（2021年9月現在）。

(注3) 米国の特恵適用輸入額は、アフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act.）による特恵適用額（72億ドル）を含めた値。

(出典) 日本は財務省貿易統計・関税局調べ。諸外国はWTO Integrated Database (IDB)調べ。

## (参考) 特恵関税制度の利用率の国際比較

	日本①	日本②	米国	EU	カナダ
特恵利用率	30.3%	87.0%	44.4%	54.8%	66.6%
うち一般特恵	7.0%	78.5%	39.3%	43.0%	27.3%
うちLDC特恵	88.8%	88.8%	61.4%	92.7%	85.1%

(注1) 諸外国は2019暦年、日本は2020年度(2020年4~12月は確々報値、2021年1~3月は確報値)。

(注2) 上記の表における「一般特恵」とはLDC特恵受益国を除く特恵受益国による実績値であり、「LDC特恵」とはLDC特恵受益国による実績値。

(出典) 日本は財務省貿易統計・関税局調べ。諸外国はWTO Integrated Database (IDB)調べ。

### EPA税率と一般特恵税率の関係

(1) EPA税率 > 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用可能  
 ※申告者が希望すればEPA税率も適用可能。

(2) EPA税率 ≤ 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用除外  
 ※申告者が希望したとしても一般特恵税率は適用できない。

(注) 特別特恵受益国(LDC)については、上記(1)(2)の場合に関わらず、特別特恵税率及びEPA税率のどちらも適用が可能。

### 特恵利用率の算出方法

特恵利用率 = 特恵適用額 / 特恵対象輸入額

- 「日本①」: 「特恵対象輸入額」に、「EPA税率 ≤ 一般特恵税率」となる品目を含む場合

特恵利用率 (30.3%) = 特恵適用額 (4,329億円) / 特恵対象輸入額 (1兆4,274億円)

- 「日本②」: 「特恵対象輸入額」に、「EPA税率 ≤ 一般特恵税率」となる品目を含まない場合

特恵利用率 (87.0%) = 特恵適用額 (4,329億円) / 特恵対象輸入額 (4,979億円)